

※ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止・変更になる場合があります。また、催しなどに参加の際は必ずマスクを着用し、発熱がある人・重症化リスクの高い人などは参加をお控えください。

市・府民税（住民税）の申告を2月1日(月)から受け付けます

市・府民税の令和2年分所得の申告期間は2月1日(月)～3月15日(月)（土・日曜日、祝日を除く）です。

問合 市民税課賦課担当（〒596-8510 ☎423・9418、9419）

市・府民税の申告は、市役所市民税課へ

市・府民税の申告が必要と思われる人には1月下旬に申告書を郵送しました。期間内に申告してください。申告書が届かなかった人は、期間内でも申告が必要な人は、期間内

に申告してください。税務署で所得税の確定申告をする人は、市・府民税の申告は不要です。また、無収入などで証明書を発行するために申告する人は、申告期間を避け、6月以降の証明書が必要な時に申告してください。

郵送での申告書提出にご協力を

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での申告書提出にご協力をお願いします。申告書に住所・氏名・生

年月日・マイナンバーを記入し、押印してください。必要に応じて扶養親族欄・申告者本人欄にも記入してください。申告に必要な資料を全て添付し市民税課へお送りください。申告書の控えが必要な人は、返信用封筒（84円切手を貼）宛先・宛名を記入）を同封してください。

校区別の申告期間に来庁を

窓口での申告を予定している人は、必ず検温して発熱がないことを確認し、マスク着用、筆記用具持参のうえ、密集を避けるために左上表①の申告校区別指定期間に、市役所へお越しください（土・日曜日、祝日を除く）。

少しでも申告受付会場での密集を避けるため、相談に時間を要する医療費控除計算明細書などの書類は、事前に記入してからお越しください。また、上表②のとおり出張での申告受け付けも行います。さらに受け付けを分散させるために、上表③のとおり休日の申告受け付けも実施します。

感染拡大防止のため、混雑の状況により、指定期間外の校区の人は受け付けをお断りさせていただきます。あらかじめご了承ください。

①市窓口での校区別指定期間

日程	2/8(月)～12(金)	2/15(月)～17(水)	2/18(木)～24(水)	2/25(木)～3/2(火)	3/3(水)～8(月)	3/9(火)～12(金)
校区	大芝 春木 城北 新条	中央 城内 浜 天神山	旭 太田 光明 修齊	山直北 城東 山直南 常盤	八木南 八木北 八木 山滝 東葛城	朝陽 大宮 東光

②出張申告受付日

校区	日程	時間	場所
春木・大芝	2/9(火) 2/10(水)	10時～12時 13時～16時	春木市民センター（春木若松町）
城東・山直南・山直北	2/25(木) 2/26(金)	10時～12時 13時～16時	山直市民センター（三田町）
山滝	3/5(金)	10時～12時	山滝支所（内畑町）
東葛城	3/5(金)	13時～15時	河合町会館（河合町）

③休日申告受付日

日程	時間	場所
2/21(日)	10時～15時	市役所新館4階（岸城町） ※ 休日のみの特設会場
3/13(土)		

問合 岸和田税務署（☎438-1341）

岸和田税務署から確定申告のお知らせ

令和2年分の所得税および復興特別所得税の確定申告は、2月16日(火)～3月15日(月)に

■申告書の提出は、ご自宅のパソコンやスマートフォンで

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申告書の提出は、マイナンバーカード方式またはIDパスワード方式を利用したe-Taxをご利用ください。詳しくは、国税庁ホームページなどをご確認ください。申告書はご自身で作成し、早めにご提出ください。作成済みの還付申告書は、2月15日(月)以前でもご提出いただけます。



申告書の作成はこちらから

■税務署で申告する人は「入場整理券」が必要です

税務署で申告書などの作成・相談を希望される人は、確定申告会場への入場には、時間帯が指定された「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は税務署で当日配付していますが、LINEでのオンライン事前発行も可能です。なお、「入場整理券」の配付状況に応じて、後日のご来場をお願いする場合や長時間お待ちいただく場合もあります。ま

た、会場に筆記用具はありません。ボールペンや電卓はご持参ください。

申告書作成会場の開設期間も2月16日(火)～3月15日(月)です（土・日曜日、祝日を除く）。なお、2月21日(日)・28日(日)は開設しています。申告相談受け付けは午後4時までですが、入場整理券の配付状況に応じて、後日のご来場をお願いすることもあります。

医療費控除を受ける人は、領収書の提出は不要ですが、「医療費の明細書」の添付が必要です（明細書は国税庁ホームページからダウンロード可）。領収書は自宅で5年間の保存が必要です。

所得税および復興特別所得税等の申告期限および納期限など

申告区分	申告期限および納期限	振替日（振替納税をご利用の人）
所得税および復興特別所得税	3月15日(月)	4月19日(月)
贈与税		—
消費税および地方消費税（個人事業者）	3月31日(火)	4月23日(金)

広告

広告問合

（株）M総合企画（☎072・275・5449）
（株）朝日オリコム大阪（☎06・6226・1314）
（株）宣成社（☎06・6222・6888）